

利用料金

介護保険：介護報酬により計算

令和6年6月1日改正

保険種別	要介護1～5	要支援1～2
訪問看護を利用できる方	要介護の認定を受け 主治医が訪問看護の必要性を認めた方	要支援の認定を受け 主治医が訪問看護の必要性を認めた方
訪問回数	居宅サービス計画に準ずる 回数制限なし	介護予防サービス支援計画に準ずる 回数制限なし
基本利用料金 (保険適応)	費用の1～3割を負担(負担割合証) 以下は料金1割で表示 【看護師】 20分未満 314円/回 (週1回30分以上の訪問がある場合) 30分未満 471円/回 30分以上1時間未満 823円/回 1時間以上1時間半未満 1,128円/回 【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】 1回あたり20分(週6回まで) 294円/回 ただし1日3回以上の場合90/100に減算 ※あくまでも看護業務の一環として、看護職員の代わりに行うリハビリテーションである	費用の1～3割を負担(負担割合証) 以下は料金1割で表示 【看護師】 20分未満 303円/回 (週1回30分以上の訪問がある場合) 30分未満 451円/回 30分以上1時間未満 794円/回 1時間以上1時間半未満 1,090円/回 【理学療法士・作業療法士・言語聴覚士】 1回あたり20分(週6回まで) 284円/回 ただし1日3回以上の場合50/100に減算 ※あくまでも看護業務の一環として看護職員の代わりに行うリハビリテーションである ※利用開始月から12ヶ月超の場合は、1回につき5円を減算
加算料金	○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6円/回 ○看護体制強化加算(Ⅰ) 550円/月 ○緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 600円/月 ○特別管理加算(Ⅰ) 500円/月 特別管理加算(Ⅱ) 250円/月 ※別表参照 ○専門管理加算 ※注2 250円/月 ○長時間訪問看護加算 300円/回 ※特別管理の対象者で1時間半以上のとき ○退院時共同指導加算 600円/月 ○初回加算(Ⅰ) <u>退院日</u> 350円/回 ※特別管理の対象者または主治医が必要と認めた場合 ○初回加算(Ⅱ) <u>退院日以外</u> 300円/回 ○夜間早朝加算 25%割増 (18時～22時、6時～8時) ○深夜加算 50%割増 (22時～6時)	○サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 6円/回 ○看護体制強化加算 ※注1 100円/月 ○緊急時訪問看護加算(Ⅰ) 600円/月 ○特別管理加算(Ⅰ) 500円/月 特別管理加算(Ⅱ) 250円/月 ※別表参照 ○専門管理加算 ※注2 250円/月 ○長時間訪問看護加算 300円/回 ※特別管理の対象者で1時間半以上のとき ○退院時共同指導加算 600円/月 ○初回加算(Ⅰ) <u>退院日</u> 350円/回 ※特別管理の対象者または主治医が必要と認めた場合 ○初回加算(Ⅱ) <u>退院日以外</u> 300円/回 ○夜間早朝加算 25%割増 (18時～22時、6時～8時) ○深夜加算 50%割増 (22時～6時)

	<input type="radio"/> 口腔連携強化加算 50 円/月 <input type="radio"/> 複数名訪問加算 30 分未満 254 円/回 <input type="radio"/> 複数名訪問加算 30 分以上 402 円/回 <input type="radio"/> 看護・介護職員連携強化加算 <div style="text-align: right;">※注3 250 円/月</div> <input type="radio"/> ターミナルケア加算 2,500 円 <div style="text-align: center;">※対象者は別紙にて説明、同意を得る</div> <input type="radio"/> 遠隔死亡診断加算 150 円/回	<input type="radio"/> 口腔連携強化加算 50 円/月 <input type="radio"/> 複数名訪問加算 30 分未満 254 円/回 <input type="radio"/> 複数名訪問加算 30 分以上 402 円/回
その他	1. サービス提供に必要な介護用品等は実費 2. 主治医より一時的に頻回な訪問看護が必要と指示された場合、その期間においては特別指示書が発行され医療保険の対応となる	

※注1 算定要件を満たした場合のみ算定可

注2 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、訪問看護事業所の緩和ケア、褥瘡ケアもしくは人工肛門ケアおよび人工膀胱ケアに係る専門の研修を受けた看護師、または特定行為研修を修了した看護師が訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定

注3 喀痰吸引等の業務を行う介護職員等への支援を行った場合に算定

別表

特別管理加算（Ⅰ）	以下のいずれかに該当する方 <input type="radio"/> 在宅悪性腫瘍等患者指導管理 <input type="radio"/> 在宅気管切開患者指導管理 <input type="radio"/> 気管カニューレを使用 <input type="radio"/> 留置カテーテルを使用
特別管理加算（Ⅱ）	以下のいずれかに該当する方 <input type="radio"/> 在宅自己腹膜灌流指導管理 <input type="radio"/> 在宅血液透析指導管理 <input type="radio"/> 在宅酸素療法指導管理 <input type="radio"/> 在宅中心静脈栄養法指導管理 <input type="radio"/> 在宅成分栄養経管栄養法指導管理 <input type="radio"/> 在宅自己導尿指導管理 <input type="radio"/> 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理 <input type="radio"/> 在宅持続疼痛管理指導管理 <input type="radio"/> 在宅肺高血圧症患者指導管理 <input type="radio"/> 人工肛門または人工膀胱を設置 <input type="radio"/> 真皮を超える褥瘡 <input type="radio"/> 週3日以上の点滴注射